

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

目次

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）	1
○ 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（附則第二条関係）	33
○ 通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（附則第三条関係）	37
○ コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（附則第三条関係）	38

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 別表に掲げる申告その他の手続に関する業務</p> <p>二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ 別表第一号に規定する教示の求めに対する教示</p> <p>ロ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の十六第四項ただし書（更正及び決定）（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第六項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）において準用する場合を含む。）の規定による税額等（関税法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する税額等をいう。ハにおいて同じ。）を是正させるための通知</p> <p>ハ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第九条第三項（輸入の許可前における引取り）において準用する場合を含む。）の規定による税額等の通知</p> <p>ニ 別表第二号の二に規定する請求に対する関税法第七条の十五第二項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知又は別表第八六号の二に規定する請求に対する国</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 次に掲げる教示、通知又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ 同上</p> <p>ロ 同上</p> <p>ハ 同上</p>

税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第四項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知

ホ 別表第七号に規定する出港届の提出に基づいて行われる関税法第十七条第一項（出港手続）の規定による許可の通知

ヘ 別表第十七号に規定する届出に基づいて行われる関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二十三条第二項（船舶等の資格の変更の届出）の規定による資格の変更を証する書類の交付

ト 別表第三号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第三二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二から第五五号の二まで、第五七号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第六五号、第六七一号、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九一号の三又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三 関税法第七十条第二項（証明又は確認）の規定による確認に関する業務

四 関税等の確定、納付又は徴収に関する業務で前三号に掲げる業務以外のもの

五 保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所を含む。以下この号において同じ。）への出し入れ又は保税地域における保管に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

二 同上

ホ 別表第三号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五八号から第六〇号まで、第六二号から第六五号まで、第七一号、第七三号から第七五号まで、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三 同上

四 同上

五 保税地域（関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所を含む。以下この号において同じ。）への出し入れ又は保税地域における保管に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

<p>六 保税蔵置場（関税法第五十条第二項（保税蔵置場の許可の特例）の規定により同法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）における保管料その他の料金の計算又は請求に関する業務</p>	<p>六 通関業務の料金、保税蔵置場（関税法第五十条第二項（保税蔵置場の許可の特例）の規定により同法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）における保管料その他の料金の計算又は請求に関する業務</p>
<p>七 前各号に掲げる業務に係る統計その他の資料の作成に関する業務</p>	<p>七 航空貨物輸送証の作成に関する業務</p>
<p>八 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>	<p>九 同上</p>
<p>2 法第二条第二号ロに規定する政令で定める申請等は、次に掲げる申請等とする。</p>	<p>2 法第二条第二号ロに規定する政令で定める申請等は、次に掲げる申請等であつて船舶に係るものとする。</p>
<p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十六条第一項又は第二項（乗員上陸の許可）の規定による許可の申請</p>	<p>一 同上</p>
<p>二 出入国管理及び難民認定法第五十七条第一項、第二項、第四項又は第五項（報告の義務）の規定による報告（同項の規定による報告については、乗員上陸の許可を受けた者に係るものに限る。）</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 出入国管理及び難民認定法第六十九条（省令への委任）の規定に基づく法務省令の規定による申請等であつて法務省令・財務省令で定めるもの</p>	<p>三 同上</p>
<p>3 法第二条第二号ハに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p>	<p>3 同上</p>
<p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第二項若しくは第三項（食品等の受検命令）の規定による命令の通知又は同条第四項に規定する通知</p>	<p>一 同上</p>
<p>二 食品衛生法第二十七条（食品等の輸入の届出）の規定による届出</p>	<p>二 同上</p>

- 三 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第六条（検疫前の通報）の規定による通報
 - 四 検疫法第十一条第一項（書類の提出及び呈示）の規定による明告書の提出又は同条第二項の規定による同項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提出
 - 五 検疫法第十七条第一項（検疫済証の交付）の規定による検疫済証の交付又は同条第二項の規定による通報若しくは通知
 - 六 検疫法第十八条第一項（仮検疫済証の交付）の規定による仮検疫済証の交付
- 4 法第二条第二号ニに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。
- 一 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第八条第一項（輸入植物等の検査）の規定による届出
 - 二 植物防疫法第九条第一項若しくは第二項（廃棄、消毒等の処分）の規定による命令の通知又は同条第四項の規定による証明に係る証明書の交付
 - 三 植物防疫法第十条第一項（輸出植物の検査）の規定による検査の申請
 - 四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条の二第一項（病原体の輸入に関する届出）の規定による届出
 - 五 家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項（動物の輸入に関する届出等）の規定による届出
 - 六 家畜伝染病予防法第四十条第一項（輸入検査）の規定による届出又は同条第四項の規定による指示の通知
 - 七 家畜伝染病予防法第四十四条第一項又は第二項（輸入検疫証明書の交付等）の規定による輸入検疫証明書の交付
 - 八 家畜伝染病予防法第四十五条第一項（輸出検査）の規定による

- 三 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第六条（検疫前の通報）の規定による通報（船舶に係るものに限る。）
 - 四 検疫法第十一条第一項（書類の提出及び呈示）の規定による明告書の提出又は同条第二項の規定による同項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提出（船舶に係るものに限る。）
 - 五 検疫法第十七条第一項（検疫済証の交付）の規定による船舶の長に対する検疫済証の交付又は同条第二項の規定による通報若しくは通知
 - 六 検疫法第十八条第一項（仮検疫済証の交付）の規定による船舶の長に対する仮検疫済証の交付
- 4 同上
- 一 同上
 - 二 同上
 - 三 同上
 - 四 同上
 - 五 同上
 - 六 同上
 - 七 同上
 - 八 同上

検査の申請又は同条第三項の規定による輸出検査証明書の交付	
九 家畜伝染病予防法第四十六条第二項又は第三項（検査に基づく処置）の規定による命令の通知	九 同上
十 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項（輸出入検査）の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めるもの	十 同上
十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条第三項（輸入検査）の規定による届出又は同条第六項の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等若しくは処分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めるもの	十一 同上
十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条第三項（検査に基づく措置）の規定による措置の通知	十二 同上
5 法第二条第二号ホに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。	5 同上
一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項第一号（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第三項（役務取引の許可等）の規定に基づく経済産業省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・経済産業省令で定めるものを含む。）	一 同上
二 外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知	二 同上
三 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項（輸出の承認）の規定による承認の申請又は当該承認の通知	三 同上
四 輸出貿易管理令第八条第二項（許可及び承認の有効期間）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知	四 同上
五 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一	五 同上

項（輸入の承認）の規定による承認の申請若しくは当該承認の通知又は同条第二項に規定する一定の手續に係る申請等若しくは処分通知等	
六 輸入貿易管理令第五条第二項（輸入の承認）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知	六 同上
七 輸入貿易管理令第九条第一項本文（輸入割当て）の規定による輸入割当ての申請若しくは当該輸入割当ての通知又は同項ただし書の規定による確認の申請若しくは当該確認の通知	七 同上
6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。	6 同上
一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第四条（入出港の届出）の規定による届出	一 同上
二 港則法第五条第二項若しくは第三項（びよう地）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条第五項の規定による届出	二 同上
三 港則法第七条第一項（移動の制限）の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知又は同条第二項の規定による届出	三 同上
四 港則法第二十二条本文（危険物）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条ただし書の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知	四 同上
五 港則法第二十三条第一項、第二項若しくは第四項（危険物）の規定による許可の申請又は当該許可の通知	五 同上
六 港則法第三十六条の三第二項（船舶交通の制限等）（同法第三十七条の三（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報	六 同上
七 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十二条（巨大船等の航行に関する通報）の規定による通報	七 同上
八 海上交通安全法第二十三条（巨大船等に対する指示）の規定に	八 同上

よる指示の通知

九 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十

一条の二第一項又は第三項（保障契約情報）の規定による通報

十 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（

平成十六年法律第三十一号）第四十四条第一項又は第三項（船舶

保安情報）（同法第四十六条（国際航海船舶以外の船舶への準用

）において準用する場合を含む。）の規定による通報

7 法第二条第二号トに規定する政令で定める申請等又は処分通知等

は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第一項

第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）に規定する国土交通

省令で定める申請等又は同号に規定する処分通知等とする。

（申告等の入力事項等）

第三条 電子情報処理組織を使用して別表各号に掲げる手続を行う者

は、当該各号に掲げる手続につき規定した法令の規定において書面

に記載すべきこととされている事項を出力装置（電子情報処理組

織に係る入力装置をいう。第六条において同じ。）から入力しな

ければならない。ただし、税関長は、法第二条第一号（定義）に規

定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルへの記録により明らかにすることが

できる事項その他の財務省令で定める入力が必要ないと認められ

る事項については、その入力を省略させることができる。

2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）

に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係る

ものに限る。）、第二号、第二五号（同法第四十三条の三第一項（

外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に

限る。）、第三〇号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての

規定の準用）において準用する同法第四十三条の三第一項の規定に

九 同上

十 同上

7 同上

（申告等の入力事項等）

第三条 同上

2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）

に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係る

ものに限る。）、第二号、第二五号、第三〇号（同法第六十一条の

四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四

十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認

の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号又は

よる承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号。以下「輸徴法施行令」という。）第十二条（積戻しの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）に係る部分に限る。）又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類を税関に提出しなければならない。

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一	関税法第七条第一項（申告）の規定による申告（ <u>輸徴法施行令第十三条第一項</u> （関税を免除する物品についての免税等の手続等）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第七条第三項の規定による教示の求め
二	関税法第七条の第十四第一項（修正申告）の規定による申告（同条第二項の規定による補正を含む。）
二の二	関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による請求
三	関税法第九条の二第一項から第三項まで（ <u>納期限の延長</u> ）の規定による申請書の提出

第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類を税関に提出しなければならない。

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手続
一	関税法第七条第一項（申告）の規定による申告（ <u>輸入品</u> に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第十三条第一項（関税を免除する物品についての免税等の手続等）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第七条第三項の規定による教示の求め
二	同上
三	関税法第九条の二第一項又は第三項（ <u>納期限の延長</u> ）の規定による申請書の提出

四	関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項の規定による報告、同条第八項の規定による書面の提出又は同条第九項の規定による入港届の提出
五	関税法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による入港届の提出
六	関税法第十六条第二項（貨物の積卸し）の規定による書類の提示
七	関税法第十七条第一項（出港手続）の規定による出港届の提出又は書面の提出（外国貿易機の旅客及び乗組員に関する事項に限る。）
八	関税法第十八条第一項ただし書（入出港の簡易手続）の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法第十八条第二項の規定による入港届の提出若しくは書面の提出、同条第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条第七項の規定による報告若しくは同条第八項の規定による書面の提出又は同法第十八条第四項の規定による届出若しくは書面の提出
九	関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法第十八条の二第二項の規定による入港届の提出若しくは書面の提出、同条第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定に

四	同上
五	同上
六	同上
七	関税法第十七条第一項（出港手続）の規定による出港届の提出
八	同上
九	同上

	よる書面の提出又は同法第十八条の二第四項の規定による届出若しくは書面の提出
一〇	関税法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）の規定による届出
一一	関税法第二十条第一項（不開港への出入）の規定による許可の申請又は同条第二項の規定による届出
一二	関税法第二十条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による入港届の提出
一三	関税法第二十一条（外国貨物の仮陸揚）の規定による届出
一四	関税法第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）の規定による届出
一五	関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による申告（輸徴法施行令第十一条第一項（船用品又は機用品の積込みの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十五条の二第一項ただし書（酒類等の外航船等への積込みの承認）の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。）、同法第二十三条第二項の規定による申告（同令第四十五条の二第一項ただし書の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。）又は同法第二十三条第六項ただし書の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
一六	関税法第二十四条第一項、第二項又は第四項（船舶又

	同上
一〇	同上
一一	同上
一二	関税法第二十条の二第三項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による入港届の提出
一三	同上
一四	同上
一五	関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による申告（同項後段の規定による一括した承認を受ける場合に限り、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条第一項（船用品又は機用品の積込みの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十五条の二第一項ただし書（酒類等の外航船等への積込みの承認）の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。）
一六	関税法第二十四条第一項又は第二項（船舶又は航空機

	は航空機と陸地との交通等)の規定による許可の申請
一七	関税法第二十五条(船舶又は航空機の資格の変更)の規定による届出
一八	関税法第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定による許可の申請
一九	関税法第三十二条(見本の一時持出し)の規定による許可の申請
二〇	関税法第三十四条(外国貨物の廃棄)の規定による届出
二一	関税法第三十六条第一項(保税地域についての規定の準用等)において準用する同法第三十二条の規定による許可の申請、同項において準用する同法第三十四条の規定による届出、同項において準用する同法第四十五条第一項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定による承認の申請若しくは同法第三十六条第一項において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第三十六条第二項の規定による届出
二二	関税法第四十条第二項(貨物の取扱い)の規定による許可の申請
二三	関税法第四十一条の三(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する同法第四十五条第一項ただし

	と陸地との交通等)の規定による許可の申請(同条第一項の規定による許可の申請については貨物の積卸しに係るものに限り、同条第二項の規定による許可の申請については関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第二十二條の二第二項(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等)の規定に係るものに限る。)
一七	同上
一八	同上
一九	関税法第三十二条(見本の一時持出し)の規定による許可の申請(海上運送貨物に係るものに限る。)
二〇	同上
二一	関税法第三十六条第一項(保税地域についての規定の準用等)において準用する同法第三十二条の規定による許可の申請(海上運送貨物に係るものに限る。)、同項において準用する同法第四十五条第一項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定による承認の申請若しくは同法第三十六条第一項において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第三十六条第二項の規定による届出
二二	関税法第四十条第二項(貨物の取扱い)の規定による許可の申請(海上運送貨物に係るものに限る。)
二三	同上

		書の規定による承認の申請又は同法第四十一条の三において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出
二四	関税法第四十三条の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）の規定による期間の延長の申請	
二五	関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による指定の申請又は承認の申請	
二六	関税法第四十四条第一項（貨物の収容能力の増減等）の規定による届出	
二七	関税法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請又は同条第三項の規定による届出	
二八	関税法第四十六条（休業又は廃業の届出）の規定による届出	
二九	関税法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する同法第四十条第二項の規定による許可の申請	
二九の二	関税法第五十八条（保税作業の届出）の規定による届出	
二九の三	関税法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）の規定による許可の申請	
二九の四	関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定による許可の申請（輸徴法施行令第八条第一項（保税工場外等における保税作業の場合の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）	
二九の五	関税法第六十一条の二第二項（指定保税工場の簡易手続）の規定による報告書の提出	
三〇	関税法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の	

二四	同上	
二五	関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請	
二六	同上	
二七	同上	
二八	同上	
二九	関税法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する同法第四十条第二項の規定による許可の申請（海上運送貨物に係るものに限る。）	
三〇	同上	

<p>規定による期間の延長の申請、同法第六十一条の四において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請、同法第六十一条の四において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十一条の四において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十一条の四において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第六十一条の四において準用する同法第四十六条の規定による届出</p>	<p>三一 関税法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告</p>
<p>関税法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第六十二条の七において準用する同法第四十六条の規定による届出</p>	<p>三二 関税法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認の申請</p>
<p>関税法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五にお</p>	<p>三四 関税法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五にお</p>

<p>同上</p>	<p>三一 同上</p>
<p>同上</p>	<p>三二 同上</p>
<p>関税法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五にお</p>	<p>三三 同上</p>
<p>関税法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五にお</p>	<p>三四 関税法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五にお</p>

いて準用する同法第四十五条第三項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第五十八条の二の規定による許可の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸徴法施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告書の提出

三五 関税法第六十三条第一項（保税運送）の規定による申告（輸徴法施行令第十条第一項（保税運送等の場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第三項の規定による運送目録の提示、同条第四項の規定による期間の延長の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第五項の規定による運送目録の提示又は同条第六項の規定による運送目録の提出

三六 関税法第六十三条の二第二項若しくは第三項（保税運送の特例）の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出

三七 関税法第六十五条第一項ただし書（運送の期間の経過による関税の徴収）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十五条第四項の

いて準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出

三五 関税法第六十三条第一項（保税運送）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第一項（保税運送等の場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第三項の規定による運送目録の提示、同条第四項の規定による期間の延長の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第五項の規定による運送目録の提示又は同条第六項の規定による運送目録の提出

同 上

三七 関税法第六十五条第一項ただし書（運送の期間の経過による関税の徴収）の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付

		規定による届出（同法第六十三条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物に係るものに限る。）
三八	関税法第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による申告又は同条第二項の規定による書類の提出	
三九	関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告	
四〇	関税法第六十七条の二第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の四第一項第四号（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）に掲げる場合を除く。）	
四一	関税法第六十七条の十二（特定輸出貨物の亡失等の届出）において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出	
四二	関税法第六十八条第一項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定による仕入書の提出又は同条第二項の規定による書類（関税法施行令第六十一条第一項（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）に規定する包装明細書に限る。）の提出	
四二の二	関税法第六十九条第二項（貨物の検査場所）の規定による許可の申請	
四三	関税法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申請	
四四	関税法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）の規定による証明	
四五	関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物	

		記を含む。）又は同法第六十五条第四項の規定による届出（同法第六十三条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物に係るものに限る。）
三八	関税法第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による申告（海上運送貨物に係るものに限る。）又は同条第二項の規定による書類の提出（海上運送貨物に係るものに限る。）	
三九	同上	
四〇	同上	
四一	同上	
四二	同上	
四三	同上	
四四	同上	
四五	関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物	

		の引取り)の規定による承認の申請(輸徴法施行令第七條第一項(輸入の許可前における課税物品の引取りの承認の手續等)の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。)
四六	関税法第七十五條(外国貨物の積戻し)において準用する同法第六十七條の規定による申告(輸徴法施行令第十二條(積戻しの場合の免税の手續)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。) <u>又は同法第七十五條において準用する同法第六十九條第二項の規定による許可の申請</u>	
四七	関税法第九十八條第一項(開庁時間外の事務の執行の求め)の規定による届出	
四七の二	関税法第二百二條第一項(證明書類の交付及び統計の閲覧等)の規定による請求	
四八	関税法施行令第四條第三項(輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告)の規定による包括申告書の提出又は同條第五項の規定による届出	
四九	関税法施行令第四條の二第五項(特例申告書の記載事項等)において準用する同令第四條第三項の規定による包括申告書の提出又は同令第四條の二第五項において準用する同令第四條第五項の規定による届出	
四九の二	関税法施行令第四條の五第五項(特例輸入者の承認の申請の手續等)の規定による届出	
五〇	関税法施行令第八條の三第三項(増担保又は保証人の変更等)の規定による承認の申請	
五一	関税法施行令第十條第一項第一号(過誤納金の充当の手續)の規定による書面の提出	

		の引取り)の規定による承認の申請(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第七條第一項(輸入の許可前における課税物品の引取りの承認の手續等)の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。)
四六	関税法第七十五條(外国貨物の積戻し)において準用する同法第六十七條の規定による申告(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十二條(積戻しの場合の免税の手續)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)	
四七	同上	
四八	同上	
四九	同上	
五〇	同上	
五一	同上	

五一の二	関税法施行令第十二条第五項（外国貿易船の入港手続）の規定による陳述書の提出
五一の三	関税法施行令第二十一条の四（積込みの期間の延長の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
五二	関税法施行令第二十一条の六第一項（船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の手続）に規定する届出書の提出（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
五三	関税法施行令第二十二条の二第五項（貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等）の規定による届出
五三の二	関税法施行令第三十六条第一項（保税蔵置場の許可の期間の更新の手続）の規定による申請書の提出
五四	関税法施行令第三十九条第二項（休業又は廃業の届出）の規定による届出
五四の二	関税法施行令第四十九条第三項（保税工場外における保税作業の許可の手続）の規定による申請（輸徴法施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
五五	関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
五五の二	関税法施行令第五十一条の六第二項（保税展示場外における使用の許可の手続）において準用する同令第四十九条第三項の規定による申請

五二	関税法施行令第二十一条の六第一項（船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の手続）に規定する届出書の提出
五三	同上
五四	同上
五五	関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出

る承認の申請

六〇 関税定率法第十七条第一項（再輸出免税）の規定による承認の申請、同条第三項の規定による届出又は同条第五項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十四条第一項（変質品等の用途外使用の場合の軽減又は免除の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六一 関税定率法第十八条第三項（再輸出減税）において準用する同法第十七条第五項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十九条の五第一項（再輸出される課税物品の消費税の軽減の手続）の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第十八条第四項において準用する同法第十七条第三項の規定による届出

六一の二 関税定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）において準用する同法第十三条第五項の規定による届出、同法第十九条第二項において準用する同法第十三条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同法第十九条第四項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請

六一の三 関税定率法第十九条の二第五項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）において準用する関税法第五十八条の規定による届出

六二 関税定率法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定による承認の申

六〇 関税定率法第十七条第一項（再輸出免税）の規定による承認の申請又は同条第三項の規定による届出

六一 関税定率法第十八条第四項（再輸出減税）において準用する同法第十七条第三項の規定による届出

六二 関税定率法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定による承認の申

請（輸徴法施行令第二十六条の五（再輸出の期間の延長の手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）

六三 関税定率法第二十条第一項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第二十八条の二（保税地域への搬入期間の延長の手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）又は同法第二十条第二項若しくは第五項の規定による承認の申請（輸徴法施行令第二十七条第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等の手続）（輸徴法施行令第二十八条の三第一項又は第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の手続等）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六三の二 関税定率法第二十条の二第三項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請

六三の三 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第一条の六第三項（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明をする場合における価格差の調整及びその証明の手続）の規定による書面の提出

六三の四 関税定率法施行令第三条第一項（変質又は損傷による減税の手続）の規定による書面の添付（輸徴法施行令第十七条第一項（変質又は損傷による軽減の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受

請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の五（再輸出の期間の延長の手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）

六三 関税定率法第二十条第一項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十八条の二（保税地域への搬入期間の延長の手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）又は同法第二十条第二項若しくは第五項の規定による承認の申請（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十七条第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等の手続）（同令第二十八条の三第一項又は第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の手続等）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六五の四	<p>関税定率法施行令第二十条第一項（寄贈物品の免税の 手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三</p>
六五の三	<p>関税定率法施行令第十九条第一項（標本、参考品及び 学術研究用品の免税の手続）の規定による書面の提出 （輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品 の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六五の二	<p>関税定率法施行令第十六条の七第三項（水産物加工製 品の指定等）の規定による明細書の提出</p>
六五の一	<p>関税定率法施行令第十九条第一項（標本、参考品及び 学術研究用品の免税の手続）の規定による書面の提出 （輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品 の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六四の四	<p>関税定率法施行令第十一条の二（製造用原料品の譲渡 の場合の届出）の規定による届出書の提出</p>
六四の三	<p>関税定率法施行令第七条第一項（製造用原料品の減税 又は免税の手続）の規定による書面の提出</p>
六四の二	<p>関税定率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕の ため輸出された貨物の減税の手続）の規定による明細 書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定に よる課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を 受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）</p>
六四の一	<p>関税定率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕の ため輸出された貨物の減税の手続）の規定による明細 書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定に よる課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を 受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）</p>
六三の四	<p>関税定率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕の ため輸出された貨物の減税の手続）の規定による明細 書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定に よる課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を 受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）</p>
六三の三	<p>関税定率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕の ため輸出された貨物の減税の手続）の規定による明細 書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定に よる課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を 受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）</p>
六三の二	<p>関税定率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕の ため輸出された貨物の減税の手続）の規定による明細 書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定に よる課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を 受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）</p>
六三の一	<p>関税定率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕の ため輸出された貨物の減税の手続）の規定による明細 書の添付（輸徴法施行令第十九条の四第二項の規定に よる課税物品の品名及び数量等並びに消費税の軽減を 受けようとする額及びその計算の基礎の付記を含む。）</p>

六四	<p>関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号） 第五条第一項（加工又は修繕用貨物の輸出の手続）の 規定による確認の申請（輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律施行令第十九条の四第一項の規定 による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物 品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六五	<p>同上</p>

六五の五	<p>条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p> <p>関税定率法施行令第二十一条の二第一項（博覧会等において使用される物品の免税の手續）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六五の六	<p>関税定率法施行令第二十四条第一項（航空機の発着等を安全にする免税機械等の免税の手續）の規定による書面の提出</p>
六五の七	<p>関税定率法施行令第二十五条の三第一項（条約の規定による特定用途免税貨物の免税の手續）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六五の八	<p>関税定率法施行令第二十六条第一項（特定用途免税貨物の用途外使用の届出等）の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第二十六条第三項の規定による届出</p>
六五の九	<p>関税定率法施行令第三十四条第一項（再輸出貨物の免税の手續）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六五の一〇	<p>関税定率法施行令第三十七条第一項（再輸出免税貨物の用途外使用等の届出）の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六五の一	<p>関税定率法施行令第四十一条（再輸出免税貨物に関する規定の準用）において準用する同令第三十四条第一</p>

六五の一	<p>項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第十九条の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
二	<p>関税定率法施行令第四十九条（製造用原料品に関する規定の準用）において準用する同令第七条第一項の規定による書面の提出又は同令第四十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出書の提出</p>
六五の一	<p>関税定率法施行令第五十三条の四第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等）の規定による申請書の提出及び貨物製造報告書の添付</p>
六五の一	<p>関税定率法施行令第五十四条第二項（輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等）の規定による申請書の提出及び貨物製造報告書の添付</p>
五	<p>関税定率法施行令第五十四条の三第一項（内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十一条（課税済内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六五の一	<p>関税定率法施行令第五十四条の九（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p>
六五の一	<p>関税定率法施行令第五十四条の十（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等）について規定の準用）において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二</p>
七	

十三条の三第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等）についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六五の一
八

関税定率法施行令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六六

関税定率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の四（輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六六の二

関税定率法施行令第五十四条の十六（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十六条の七第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六七

関税定率法施行令第五十四条の十七（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等）についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等）についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十六条の四の規定による課税物品の品

六六

関税定率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等）の規定による書面の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の四（輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

六七

関税定率法施行令第五十四条の十七（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等）についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の十三第一項の規定による書面の提出（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第二十六条の八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等）についての規定の準用）において準用する同令第二十六

名及び数量等の付記を含む。)又は関税定率法施行令第五十四条の十七において準用する同令第五十四条の十六の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十六条の八において準用する輸徴法施行令第二十六条の七第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

六八 関税定率法施行令第五十六条第一項若しくは第二項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)の規定による届出、同条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

六九 関税定率法施行令第五十六条の三(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項若しくは第二項の規定による届出、同令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

七〇 関税定率法施行令第五十六条の四(違約品等の再輸出及び数量等の付記を含む。)

条の四の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

六八 関税定率法施行令第五十六条第一項又は第二項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)の規定による届出

六九 関税定率法施行令第五十六条の三(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項又は第二項の規定による届出

七〇 関税定率法施行令第五十六条の四(違約品等の再輸出

<p>又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項若しくは第二項の規定による届出、同令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)又は関税率法施行令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第三項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)</p>	<p>又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項又は第二項の規定による届出</p>
<p>七〇の二 関税率法施行令第五十八条第一項(軽減税率の適用)についての書面の提出</p>	
<p>七〇の三 関税率法施行令第六十九条(小売用の容器入りのもの)にすることを証明の手続)の規定による書面の提出</p>	
<p>七一 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条第一項(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)の規定による承認の申請</p>	<p>七一 同上</p>
<p>七一の二 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第八條第一項(航空機部分品等の免税手続)の規定による書面の提出</p>	
<p>七二 関税暫定措置法施行令第二十二條第一項(加工又は組立用貨物の輸出の手続)の規定による申告書の添付</p>	<p>七二 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第二十二條第一項(加工又は組立用貨物の輸出の手続)の規定による申告書の添付</p>
<p>七二の二 関税暫定措置法施行令第二十三條第一項(加工又は組立てに係る製品の減税の手続)の規定による明細書の添付</p>	

七三	関税暫定措置法施行令第二十八条ただし書（原産地証明書 ^一 の提出）の規定による承認の申請
七三の二	関税暫定措置法施行令第三十五条第一項（軽減税率等の適用 ^二 についての手続等）の規定による書面の提出又は同条第六項、第八項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の提出
七四	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）第三条第一項ただし書（通関手続等）の規定による関税割当証明書の提出の猶予の申請
七五	経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第一項ただし書（通関手続等）の規定による関税割当証明書の提出の猶予の申請
七六	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第五条第一項（申告による納付）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第五条第一項（申告及び納付等）の規定による申告
七七	とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第四条（非課税の場合の証明）の規定による証明
七八	とん税法施行令第六条第一項（担保の提供の手続等）において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
七九	特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）第三条第二項（担保の提供の手続等）において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の三第三項の規定による承認の申請
八〇	消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十一条各 ^一 項（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）

七三	同上
七四	同上
七五	同上
七六	同上
七七	同上
七八	同上
七九	同上
八〇	消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十一条各 ^一 項又は第三項（引取りに係る課税貨物についての納

八一	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第二項又は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八二	たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十二條第二項又は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八三	揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三條第二項又は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八四	石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第二十二條第二項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八五	石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八條第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八六	国税通則法第二十一條第四項（納税申告書の提出先等）の規定により読み替えて適用される同法第十九條（修正申告）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第六項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）において準用する関税法第七條の十四第二項の規定による補正を含む。）
八六の二	国税通則法第二十三條第一項（更正の請求）の規定による請求（税関長に対するものに限る。）
八七	国税通則法第五十一條第二項（担保の変更等）の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）
八八	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第二十三條第二項（還付金等の充當適状）の規定による

八一	期限の延長）の規定による申請書の提出
八二	同上
八三	同上
八四	同上
八五	同上
八六	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十一條第四項（納税申告書の提出先等）の規定により読み替えて適用される同法第十九條（修正申告）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第六項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）において準用する関税法第七條の十四第二項の規定による補正を含む。）
八七	同上
八八	同上

		九一の三	九一の二	九一	九〇の二	九〇	八九	<p>る書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）</p> <p>八九 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項又は第二項の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告</p> <p>イ 消費税法第四十七条</p> <p>ロ 酒税法第三十条の三</p> <p>ハ たばこ税法第十八条</p> <p>ニ 揮発油税法第十一条及び地方揮発油税法（昭和三十年法律第四百号）第七条第一項</p> <p>ホ 石油ガス税法第十七条</p> <p>ヘ 石油石炭税法第十四条</p> <p>九〇 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「コンテナー特例法」という。）第四条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）の規定による承認の申請</p> <p>九〇 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「コンテナー特例法」という。）第四条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）の規定による承認の申請</p> <p>八九 同上</p>
				九一		九〇	八九	<p>同上</p> <p>九一 同上</p> <p>九〇 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。次号において「コンテナー特例法」という。）第四条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）本文の規定による承認の申請</p> <p>八九 同上</p>

九二	申請書の提出 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号。以下「コンテナー特例法施行令」という。）第二条（コンテナーの輸入又は輸出の手続）の規定による積卸コンテナー一覧表の提出
九二の二	コンテナー特例法施行令第三条（コンテナー修理用部分品の輸入の手続）の規定による書面の提出
九二の三	コンテナー特例法施行令第七条（亡失等の場合の関税定率法施行令の準用）において準用する関税定率法施行令第十一条第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書又はコンテナー特例法施行令第七条において準用する関税定率法施行令第十一条第三項の規定による申請書の提出
九三	コンテナー特例法施行令第十二条第一項（国産コンテナー等の表示）の規定による確認の申請
九四	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十二条（変更等の届出）の規定による届出
九五	通関業法第二十二條第二項（記帳、届出、報告等）の規定による届出又は同条第三項の規定による報告書の提出
九六	通関業法第二十四条（試験科目の一部免除）の規定による免除の申請
九七	通関業法第三十条（省令への委任）の規定による通関士試験の受験の手続
九八	通関業法第三十一条第一項（確認）の規定による届出

九二	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号。以下「コンテナー特例法施行令」という。）第二条（コンテナーの輸入又は輸出の手続）の規定による積卸コンテナー一覧表の提出
九三	同上
九四	同上
九五	同上

九九

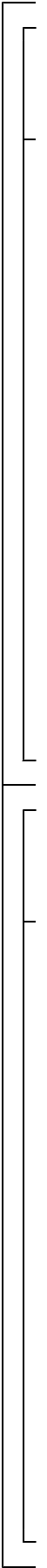
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書（入出港手続の免除）の規定による関税法第十五条第三項に規定する入港届の提出（同条第一項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）及び同法第十七条第一項に規定する出港届の提出（公用船に係るものに限る。）又は地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出（公用船に係るものに限る。）

一〇〇

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）第四条（関税法等の特例）において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項に規定する入港届の提出（同条第一項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）及び同法第十七条第一項に規定する出港届の提出（船舶に係るものに限る。）又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出（船舶に係るものに限る。）

一〇一

外国為替及び外国貿易法第十九条第三項（支払手段等の輸出入）の規定による届出



改 正 案	現 行
<p>（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）</p> <p>第二条 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）又は法第六十二条第二第一項（保税展示場の許可）の規定による許可を受ける者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、許可の期間一月までごとに、当該許可に係る保税蔵置場又は保税展示場の次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額（許可の日の属する月及び許可が失効する日の属する月については、日割により計算した額）とする。ただし、関税定率法（以下「定率法」という。）別表若しくは関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の税率が無税（定率法第十二条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを置く保税蔵置場又は法第五十六条第三項（保税工場の許可）の規定により保税工場の一部の場所につき併せて許可を受ける保税蔵置場の手数料の額は、その二分の一に相当する額とし、定率法別表第四四・〇三項から第四四・一三項までに掲げる木材のみを置く水面の保税蔵置場の手数料の額は、その五分の一に相当する額とする。</p> <p>一 千平方メートル未満 二万三百円</p> <p>二 千平方メートル以上二千平方メートル未満 三万五百円（当該許可を受ける者が電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）<u>第二条第一号（定義）</u>に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用することのできる者として財務大臣が定め</p>	<p>（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 千平方メートル以上二千平方メートル未満 三万五百円（当該許可を受ける者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）<u>第二条第一号（定義）</u>又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法</p>

る者（以下「指定者」という。）である場合にあつては、三万四
百円）

三 二千平方メートル以上三千五百平方メートル未満 四万七百元

（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、四万六
百円）

四 三千五百平方メートル以上七千平方メートル未満 五万九百元

（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、五万八
百円）

五 七千平方メートル以上一万五千平方メートル未満 六万千円

（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、六万九
百円）

六 一万五千平方メートル以上二万五千平方メートル未満 七万八

千四百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、
七万八千二百円）

七 二万五千平方メートル以上三万五千平方メートル未満 十万二

千円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十
万七千七百円）

八 三万五千平方メートル以上五万平方メートル未満 十一万七千

八百円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十
一万七千四百円）

九 五万平方メートル以上七万平方メートル未満 十四万三千三百

円（当該許可を受ける者が指定者である場合にあつては、十四万
千円）

十 七万平方メートル以上 十六万四千九百円（当該許可を受ける

者が指定者である場合にあつては、十六万四千五百円）

2 前項の手数料の額は、保税蔵置場又は保税展示場において法第六

「という。」第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に
規定する電子情報処理組織を使用することができる者として財務
大臣が定める者（以下「指定者」という。）である場合にあつて
は、三万四百円）

三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十 同上

2 同上

十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）に規定する許可又は法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）若しくは法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る税関の事務（第四項第一号及び次条第三項第一号において「特定税関事務」という。）を行う場合においては、前項の規定による額の二倍に相当する額（その額が同項の規定による額と当該事務を行うため関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第二十九条の三（税関職員の派出の申請）の規定による申請に基づいて派出された税関職員の数を八万八千二百円に乗じて得た額（第四項第一号、次条第三項第一号並びに第十三条の五第二項及び第三項において「派出費用相当額」という。）との合計額に満たないときは、当該合計額）とする。

3 第一項の手数料の額の計算の基準となる事項は、保税蔵置場又は保税展示場の許可の日（同日後当該事項について変更があつた場合においては、その変更の日の属する月の翌月の初日）における当該事項によるものとする。

4 税関長は、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた場所（以下この項において「届出蔵置場」という。）について法第百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該届出蔵置場における法第五十条第一項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務が電子情報処理組織を使用して行われるものに係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

一 当該届出蔵置場において特定税関事務が行われる場合 第二項

3 同上

4 税関長は、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた場所（以下この項において「届出蔵置場」という。）について法第百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該届出蔵置場における法第五十条第一項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務が電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第三項において同じ。）を使用して行われるものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

一 同上

の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額
二 前号に掲げる場合以外の場合 当該手数料の全額

(指定地外検査の許可手数料)

第五条 法第六十九条第二項(指定地外検査)(法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。第九条第一項において同じ。)に規定する許可を受ける者が法第百条第三号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、当該許可に係る検査に要する時間一時間までごとに五千円とする。ただし、電子情報処理組織を使用して当該許可の申請を行う場合にあつては、四千七百円とする。

(証明書類又は磁気テープ等の交付手数料)

第七条 法第百二条第二項(証明書類の交付手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、証明書類一枚ごとに四百円とする。ただし、電子情報処理組織を使用して交付の申請を行う場合にあつては、三百円とする。

2 法第百二条第五項(磁気テープ等の交付手数料)において準用する同条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項各号の区分ごと(同項第一号にあつては、輸出又は輸入の区分ごと)の集計した統計につき、それぞれ関税法施行令第九十条の第二項第一号に掲げる記録媒体一卷ごと又は同項第二号から第四号までに掲げる記録媒体一枚ごとに二万三千五百円とする。

二 同上

(指定地外検査の許可手数料)

第五条 法第六十九条第二項(指定地外検査)(法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。第九条第一項において同じ。)に規定する許可を受ける者が法第百条第三号(手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、当該許可に係る検査に要する時間一時間までごとに五千円とする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該許可の申請を行う場合にあつては、四千七百円とする。

(証明書類又は磁気テープ等の交付手数料)

第七条 法第百二条第二項(証明書類の交付手数料)の規定により納付すべき手数料の額は、証明書類一枚ごとに四百円とする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請を行う場合にあつては、三百円とする。

2 同上

○ 通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受験手数料の額）</p> <p>第十二条 法第二十六条第一項に規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）<u>第二条第一号（定義）</u>に規定する電子情報処理組織を使用して通関士試験を受けるための願書を提出する場合にあつては、二千九百円とする。</p>	<p>（受験手数料の額）</p> <p>第十二条 法第二十六条第一項に規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して通関士試験を受けるための願書を提出する場合にあつては、二千九百円とする。</u></p>

○ コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（コンテナーの承認手数料）</p> <p>第十八条 法第十四条第二項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第十四条第一項に規定する承認 当該承認一件ごとに九千三百円（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織を使用して当該承認の申請を行う場合（次号において「電子申請の場合」という。）にあつては、八千七百元）</p> <p>二 法第十五条第一項に規定する設計型式による承認（以下「型式承認」という。） 当該承認一件ごとに十二万七百元（電子申請の場合にあつては、十一万八千八百円）</p> <p>2 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）第九条第一項及び第二項の規定は、法第十四条第二項に規定する手数料について準用する。</p>	<p>（コンテナーの承認手数料）</p> <p>第十八条 同 上</p> <p>一 法第十四条第一項に規定する承認 当該承認一件ごとに九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該承認の申請を行う場合（次号において「電子申請の場合」という。）にあつては、八千七百元）</p> <p>二 同 上</p> <p>2 同 上</p>